

新たな地方分権推進・一括法の制定に向けた動きについて

経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006（抜粋）

第3章 財政健全化への取組

1. 歳出・歳入一体改革に向けた取組

（4）第 期目標の達成に向けて

歳出改革

- ・各分野における歳出改革の具体的内容（別紙）

地方財政

（一括法関連記述抜粋）

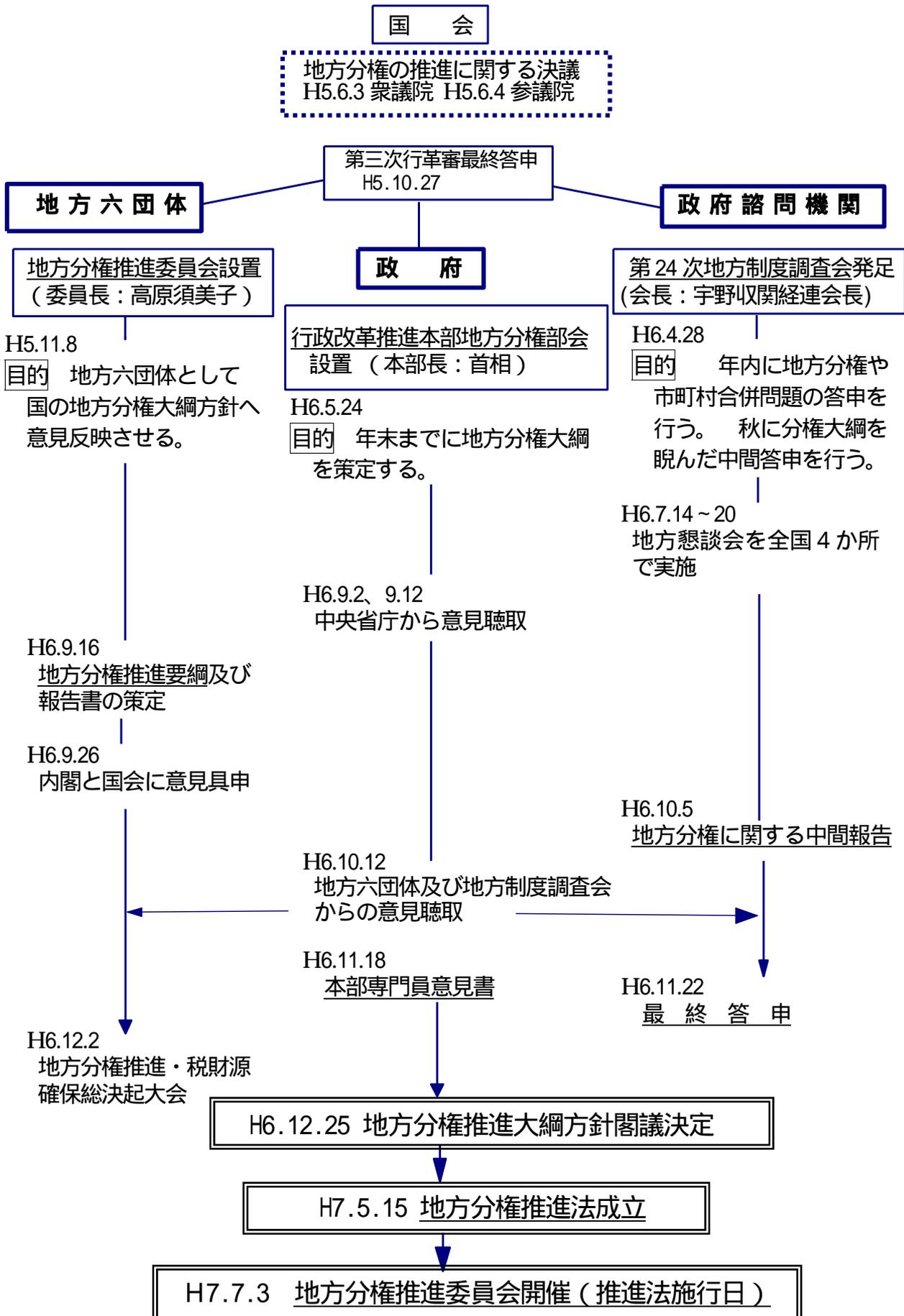
（5）地方分権に向けて、関係法令の一括した見直し等により、国と地方の役割分担の見直しを進めるとともに、国の関与・国庫補助負担金の廃止・縮小等を図る。 交付税について、地方団体の財政運営に支障が生じないよう必要な措置を講じつつ、算定の簡素化を図る。地方税について、国・地方の財政状況を踏まえつつ、交付税、補助金の見直しとあわせ、税源移譲を含めた税源配分の見直しを行うなど、一体的な検討を図る。

以上の点を中心に住民の視点に立った地方公共団体の自発的な取組が促進されるような制度改革を行う。

前回の地方分権一括法施行までの動き

- 平成 5 年 6 月 3 日 地方分権の推進に関する決議（衆議院）
6 月 4 日 地方分権の推進に関する決議（参議院）
10 月 27 日 第三次行革審最終答申
【「規制緩和」と「地方分権」に重点、「大綱方針」の策定】
11 月 8 日 地方分権推進委員会設置（地方六団体）
- 平成 6 年 5 月 24 日 行政改革推進本部地方分権部会設置
9 月 26 日 地方分権の推進に関する意見書（地方六団体）
11 月 22 日 地方分権の推進に関する答申（第 2 4 次地方制度調査会）
12 月 25 日 地方分権の推進に関する大綱方針（閣議決定）
- 平成 7 年 5 月 15 日 地方分権推進法成立
5 月 19 日 地方分権推進法公布
7 月 3 日 地方分権推進法施行
地方分権推進委員会発足
- 平成 8 年 3 月 29 日 地方分権推進委員会中間報告
12 月 20 日 地方分権推進委員会第 1 次勧告
・ 機関委任事務制度の廃止
・ 国の関与の新たなルール
・ 権限委譲 等
国庫補助負担金・税財源に関する中間取りまとめ
- 平成 9 年 7 月 8 日 地方分権推進委員会第 2 次勧告
・ 事務区分、国地方関係調整ルール、必置規制、
都道府県と市町村の関係、行政体制の整備、
補助金・税財源 等
9 月 2 日 地方分権推進委員会第 3 次勧告
・ 地方事務官、事務区分（駐留軍用地特措法）
10 月 9 日 地方分権推進委員会第 4 次勧告
・ 係争処理手続、事務区分、国の関与、権限委譲 等
12 月 24 日 機関委任事務制度の廃止後における地方公共団体の事務のあり方
等についての大綱
- 平成 10 年 5 月 29 日 地方分権推進計画閣議決定
11 月 19 日 地方分権推進委員会第 5 次勧告
- 平成 11 年 3 月 26 日 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律案
（地方分権一括法案）閣議決定
第 2 次地方分権推進計画閣議決定
3 月 29 日 地方分権一括法案国会提出
7 月 8 日 地方分権一括法成立
7 月 16 日 地方分権一括法公布
- 平成 12 年 4 月 1 日 地方分権一括法施行

前回の地方分権推進法施行までの経過



地方分権推進法の概要

(平成7年法律第96号)

1 目的：地方分権を総合的かつ計画的に推進することを目的

2 基本理念

地方分権の推進は、国及び地方公共団体が分担すべき役割を明確にし、地方公共団体の自主性・自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現することを基本として行う。

3 責務

(1) 国は、基本理念にのっとり、地方分権の推進に関する施策を総合的に策定・実施

(2) 地方公共団体は、上記の国の施策の推進に併せて地方行政の改善・充実に係る施策を推進

(3) 国・地方公共団体は、地方分権の推進に伴い、国・地方を通じた行政の簡素効率化を推進

4 地方分権の推進に関する基本方針

(1) 国と地方公共団体との役割分担

国は、国が本来果たすべき役割を重点的に分担。地方公共団体は、住民に身近な行政は住民に身近な地方公共団体において処理するとの観点から地域における行政の自主的かつ総合的な実施の役割を広く担う。

(2) 地方分権の推進に関する国の施策

国は、国と地方の役割分担の在り方に即して、権限委譲を推進するとともに、国の関与、必置規制、機関委任事務、補助金等の地方自治の確立を図る観点からの整理合理化その他所要の措置を講ずるものとする。

(3) 地方税財源の充実確保

国は、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保を図るものとする。

(4) 地方公共団体の行政体制の整備・確立

地方公共団体は、地方分権の推進に応じた行政体制の整備・確立を図るものとし、国は、必要な支援を行うものとする。

5 地方分権推進計画

政府は、地方分権推進施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地方分権推進計画を作成する。政府は、地方分権推進計画を作成したときは、国会に報告するとともに、その要旨を公表する。

6 地方分権推進委員会

(1) 総理府に設置。

(2) 役割

(2)-1 地方分権推進計画の作成のための具体的な指針を内閣総理大臣に勧告する。

(2)-2 地方分権推進計画に基づく施策の実施状況を監視し、その結果に基づき内閣総理大臣に意見を述べる。

(3) 勧告又は意見の尊重義務。勧告の国会への報告。

(4) 委員等：7人。非常勤。両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命。委員長は、委員の互選。

(5) 資料の提出その他の協力等

(5)-1 必要があると認めるとき、国の行政機関、地方公共団体に対する資料・説明等の要求

(5)-2 特に必要があると認めるとき、国の行政機関及び地方公共団体の業務の運営状況の調査の実施

(5)-3 特に必要があると認めるとき、公私の者への協力の依頼

(6) 事務局：委員会に事務局を置く。事務局に事務局長のほか所要の職員を置く。

7 その他

この法律は5年で失効

地方分権の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 (地方分権一括法)の概要

(平成11年法律第87号)

- 1 **国及び地方公共団体が分担すべき役割の明確化**
- 2 **機関委任事務制度の廃止及びそれに伴う事務区分の再構成**
 - ・ 機関委任事務制度の廃止
 - ・ 地方公共団体の処理する事務を自治事務と法定受託事務に再構成
- 3 **国の関与等の抜本的見直し**
 - ・ 機関委任事務制度の下での包括的指揮監督権の廃止
 - ・ 法定主義の明文化
 - ・ 基本原則の明文化
 - ・ 事務区分に応じた関与の基本類型を提示し、基本類型以外の関与を設けることを制限
 - ・ 手続ルールの創設
 - ・ 係争処理手続の創設
- 4 **権限移譲の推進**
 - ・ 国の権限を都道府県に、都道府県の権限を市町村に移譲
 - ・ 「特例市制度」の創設
 - ・ 「条例による事務処理の特例制度」の創設
- 5 **必置規制の見直し**
 - ・ 行政の総合化・効率化を進めるため必置規制を廃止・緩和
- 6 **地方公共団体の行政体制の整備・確立**
 - ・ 自主的な市町村合併の推進
 - ・ 地方議会の活性化及び議員定数の見直し
 - ・ 中核市の指定要件の緩和

(参考) 地方分権一括法で改正された法律数 475本